平成２６年（フ）第２７号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷134番地11
債務者　松﨑　正博
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２２２号
千葉県市川市東菅野４丁目28番２号　マーガレットハイツ101
債務者　大槻　省悟
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
新潟市西区みずき野２丁目５番５号　ボンディールⅠ103号、前住所新潟市西蒲区道上4870番地１
債務者　渡辺　円太
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８号
新潟市中央区上所２丁目４番19号　サンホーム上所305
債務者　大森　隆史
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
新潟市中央区新和４丁目３番３号
債務者　島村　　雅（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９号
新潟市東区牡丹山４丁目16番18号　ハイツ高橋201号
債務者　本間美和子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
長野県上田市上田原897番地８
債務者　西沢　金男
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１５号
長野県上田市上田2518番地１　斉藤アパートＡ棟
債務者　三井　英二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２１号
長野県松本市笹部４丁目21番12号
債務者　藤原　和也
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８号
長野県伊那市西箕輪8071番地３
債務者　北林　　博（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１２号
長野県上伊那郡南箕輪村9551番地１　グリンピアＭ２―301号
債務者　松岡　次郎
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４６５号
岐阜市長良3332番地２
債務者　重田　浩希
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
滋賀県彦根市栄町１丁目６番６―106号
債務者　近藤　　修
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１３号
滋賀県近江八幡市川原町２丁目６番地12
債務者　佐山　　愛
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５号
滋賀県彦根市正法寺町640番地17
債務者　宮川久美子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市逆瀬台３丁目４番18号
債務者　波部　　宏
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
奈良市学園中３丁目1358番地の２　アゼリオ学園前Ｄ―203
債務者　沖林　康行
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
奈良市中町4972番地の51
債務者　土坂　麻紀（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所